

宮城県告示第 664 号

県営船越地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和7年11月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年11月21日から令和7年12月22日まで
- 3 縦覧場所
大崎市役所及び鹿島台総合支所